

第171回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和4年12月27日(火) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、川口、清水(敏) (以上5名・敬称略・順不同)

3 発表課題

(1) 納骨堂経営許可処分取消請求事件(大阪市) 大阪高判令和4年2月10日 発表担当:澤村先生

事案 大阪市長が墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓理法」という。)10条1項に基づきA寺に対してした納骨堂経営許可処分(本件許可処分)について、納骨堂施設所在地(本件土地)である大阪市淀川区付近に居住又は勤務し、若しくは土地建物を所有している原告X1ら及び本件土地付近に土地建物を所有する原告会社が、A寺は経営主体の適格性を欠くとともに、納骨堂の設置の必要性を満たしていないこと、本件土地から300m以内に学校及び密集した人家があり、本件土地付近の生活環境を著しく損なうおそれがあること等、墓理法等に定める納骨堂経営許可に係る基準を満たしておらず違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件許可処分の取消しを求めるとともに(第1事件、第2事件)、(2)大阪市長が墓理法10条2項に基づきA寺に対してした納骨堂経営変更許可処分(本件各変更許可処分)について、原告X1、原告X2、原告X3、原告X4、原告X5及び原告会社が、違法な本件許可処分を前提とするものであって違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件各変更許可処分の取消しを求める事案(第3事件)である。

争点 ①原告適格の有無、②本件各処分の適法性

判旨 ①について「控訴人らは本件許可処分及び本件各変更許可処分の名宛人ではないが、そのような第三者であっても、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」に当たるといふべきであり、当該処分の根拠となる法令が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たるといふべきである(最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁参照。)」としたうえで(原審とほぼ同)、大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(本件細則)第8条(学校、病院及び人家の敷地からおおむね300メートル以内の場所にあるときは当該許可を行わない旨規定)は、「全体としてみれば、距離制限区域内の人家の居住者の生活環境に係る利益、学校及び病院の利用者環境の確保に係る施設設置・管理者の利益を、個別的利益として保護する趣旨及び目的が含まれていることは明らかである」として(原審と異なる)、墓理法と目的を共通にする関係法令である本件細則の上記趣旨及び目的をも参酌すると、本件許可処分及び本件各変更許可処分の根拠である墓理法10条1項及び2項は、単に、墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるようにするという公益的見地にとどまらず、墓地等の周辺住民等の生活環境等に係る利益を個別的利益として保護する趣旨をも含むと解することができる」と判断した(原審と異なる)。

→原審に差戻し、②については判断されず。

(2) 納骨堂経営許可処分取消請求事件(大阪市) 大阪高判令和4年2月10日 発表担当:澤村先生

事案 Xら(ホテル事業者)が、水道事業者Y(宮古島市)の設置管理する水道施設についての設置又は管理に瑕疵があり、これにより生じた断水により、それぞれ営業損害等が生じたと主張して、Yに対し、主位的に、給水契約の債務不履行に基づき、予備的に、民法709条、民法717条1項又は国家賠償法2条1項に基づき、それぞれ損害金164万1168円等を求めた事案。

争点 債務不履行責任の成否のうち①Yの責めに帰すべき事由の存否、②「給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない」とする本件条例16条3項の適用の可否。

原審 ①本件断水について、Yの責めに帰すべき事由がないとは認められないが、②本件免責条項は、水道施設の損傷がYの軽過失に基づく場合にYの責任を免除するものであって、さらに水道施設の損傷がYの故意又は重過失に基づく場合についてまで、Yの責任を免除するものではないところ、Yに重過失までは認められない。→Y勝訴。

判旨 水道法15条2項ただし書きは「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」には給水を停止できる旨を定めており、本件条例16条1項は「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」等による場合のほか、給水は、制限又は停止することはない旨を定めているところ、両者は同一の内容を意味するものと解される。

「そして、本件条例16条3項は、同条1項の定める場合において、給水の停止のため水道の利用者に損害が生ずることがあってもYは責任を負わない旨を定めているところ、上記の場合、水道事業者は水道法15条2項ただし書により給水義務を負わないのであるから、水道事業者であるYが給水を停止したとしても、給水義務の不履行となるものではない。

「したがって、本件条例16条3項は、Yが、水道法15条2項ただし書により水道の利用者に対し給水義務を負わない場合において、当該使用者との関係で給水義務の不履行に基づく損害賠償責任を負うものではないことを確認した規定にすぎず、Yが給水義務を負う場合において、同義務の不履行に基づく損害賠償責任を免除した規定ではないと解するのが相当である。」としたうえで、結論としては、「Yの本件断水による給水義務の不履行に基づく損害賠償責任の有無については、本件断水につき、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合に当たるか否かなどについて更に審理を尽くした上で判断すべきであるから、本件を原審に差し戻すこととする」とした。

林道晴裁判官補足意見 本件においては、まずは、本件断水に関する事情の下において、YがXらに対して給水義務を負うか否かを判断する必要があり、その判断に当たっては、本件断水につき、水道法15条2項ただし書に定める場合に当たるか否かを検討する必要がある。そして、その場合には同項ただし書きが、水道事業者が給水義務を負わない場合を、「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」に限定していることに留意する必要がある。